



令和3年9月2日

加東市議会議長 小川忠市 様

発議者 高瀬俊介
妻 小川真一

議員 北原豊君に対する懲罰動議

次の理由により、議員北原豊君に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び加東市議会会議規則第161条第1項の規定により動議を提出します。

記

【理由】 令和3年8月26日の市議会総務文教常任委員会で東条学園小中学校備品購入の件の調査時において、北原議員から「入札業者にカルテルがあったとの情報を聞き、また証拠として見積書を入手した。」との発言があった。(後して、「カルテル」は「談合」に訂正する。)

北原議員の発言を受け、総務文教常任委員会として事案の真偽を確認する必要から委員会の議決を経て、情報を提供したとされる者に委員会への参考人出席を要請し、9月2日に委員会にて調査を実施した。

しかし、参考人は当日の委員会を欠席されたため参考人からは意見聴取はできなかった。従って北原議員から事実確認の説明を求めたが、北原議員か

らは業者間談合の事実が認められる明確な証拠等を示すなどの具体的な説明が全くできなかつた上、教育委員会に対し、新たに資料を要求するなど調査の趣旨を全く理解していなかつた。

今回の北原議員の何ら事実確認をしていない根拠のない発言により、第71号議案「加東市立東条学園小中学校一般備品購入の件」は本会議初日の審議ができずに延会することになった。このことは議事進行に多大な支障をきたしただけでなく、市の落札業者との備品購入契約締結に影響を及ぼし、東条学園小中学校備品納入に遅れを生じさせ児童・生徒の教育環境整備に多大な影響を及ぼした。

また、北原議員の無責任な発言は、入札した事業者並びに落札した事業者に対し、存在を証明できなかつた「談合」という汚名を着せることになり事業者の名誉を棄損し、また社会的信用を著しく失墜させることになった。

北原議員は、過去から何度も懲罰に該当し、戒告、陳謝、出席停止の処分を科せられているにもかかわらず全く反省することもなく、今回も何ら根拠のない無責任な発言で議会運営や行政運営を著しく混乱させたばかりではなく、落札業者等の社会的信用を失墜させた言動は、加東市議会の品位を大きく傷つけ全く看過できない。

よって、懲罰を科されたい。



以上